

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「副病院長又は臨床腫瘍研究所長」を「副病院長等（脳神経センター長、臨床腫瘍研究所長、移植センター長及び政策医療企画室長を含む。以下同じ。）」に改める。

第十五条第四項第一号及び第二号中「副病院長」を「副病院長等」に改め、同条同項第一号中「、臨床腫瘍研究所長の事務の範囲にある場合は当該臨床腫瘍研究所長」を削る。

別表第二及び別表第三中「副病院長及び臨床腫瘍研究所長」を「副病院長等」に改め、別表第三中「参事」を削る。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。